

# 年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(神奈川県担当部会)

令和4年10月19日答申分

## ○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(神奈川県)(受)第2200045号  
厚生局事案番号 : 関東信越(神奈川県)(厚)第2200039号

## 第1 結論

請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を平成30年1月1日、喪失年月日を同年7月1日に訂正し、同年1月から同年6月までの標準報酬月額を18万円とすることが必要である。

平成30年1月1日から同年7月1日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成30年1月1日から同年7月1日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 平成2年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成30年1月1日から同年7月1日まで

私は、請求期間にA社に勤務し、給与から厚生年金保険料を控除されていたが、当該期間の厚生年金保険被保険者記録がない。

調査の上、請求期間を厚生年金保険被保険者期間として記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

## 第3 判断の理由

請求期間について、請求者に係る雇用保険の加入記録並びにA社から提出された請求者に係る給与明細(写)及び雇用契約書(写)により、請求者は、当該期間において、同社に継続して勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、請求期間の標準報酬月額については、上記の給与明細(写)及び雇用契約書(写)、事業主の回答並びに日本年金機構の回答により認められる請求者のA社に係る厚生年金保険被保険者資格取得時の報酬月額及び上記給与明細(写)において確認できる当該期間の厚生年金保険料控除額から、18万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成30年1月1日から同年7月1日までの期間について、請求者の厚生年金保険

被保険者資格取得届を年金事務所に対し提出しておらず、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。